別表十の十一の⑪の記載要領第十一号中「「事業施行者等の名称　⑲」」を「「事業施行者等の名称　㉓」」に改め、同第四号中「「特定事業の用地買収等により譲渡した年月日　⑳」の欄の「（平　・　・　）」」を「「特定事業の用地買収等により譲渡した年月日　㉔」の欄の「（　・　・　）」」に改める。

別表十一の㈠の表中「公益法人等・協同組合等の繰入限度額 ⑹×112又は110/100」を「公益法人等・協同組合等の繰入限度額 ⑹×110/100」に改め、同表の記載要領第一号中「若しくは所得税法等の一部を改正する等の法律（平成29年法律第４号）第12条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この号において「平成29年旧措置法」という。）第57条の９第３項（中小企業等の貸倒引当金の特例）」を削り、「租税特別措置法第68条の59」を「同法第68条の59」に改め、「若しくは平成29年旧措置法第68条の59第３項（中小連結法人等の貸倒引当金の特例）」を削り、同第十一号を削り、同第四号中「第２号⑴」を「前号⑴」に改め、同号を同第十一号とし、同第五号を同第四号とする。

別表十一の⑪の表中「繰入限度額 ⑼×⑶×⑺」を「繰入限度額 ⑼×⑶×⑺×10/10」に、「繰入限度額 ⑾×⑶×⑺」を「繰入限度額 ⑾×⑶×⑺×10/10」に改め、同表の記載要領を次のように改める。

別表十一（二）　記載要領

１　この表は、法人が所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第７号。以下この号において「平成30年改正法」という。）附則第25条第１項（法人の返品調整引当金に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる平成30年改正法第２条の規定による改正前の法人税法（以下この号において「旧効力法」という。）第53条（返品調整引当金）の規定の適用を受ける場合又は連結法人が平成30年改正法附則第32条第１項（連結事業年度における返品調整引当金に関する経過措置）の規定により読み替えて適用される法第81条の３第１項（個別益金額又は個別損金額）（旧効力法第53条の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合に限る。）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

２　「繰入限度額 ⑼×⑶×⑺×10/10 ⑽」及び「繰入限度額 ⑾×⑶×⑺×10/10 ⑿」の各欄は、平成33年４月１日前に開始した事業年度又は連結事業年度にあつては「×10/10」を消し、同日以後に開始する事業年度又は連結事業年度にあつては「×10/10」の分子の空欄には次に掲げる事業年度又は連結事業年度の区分に応じそれぞれ次に定める数を記載すること。

⑴　平成41年４月１日から平成42年３月31日までの間に開始する事業年度又は連結事業年度　１

⑵　平成40年４月１日から平成41年３月31日までの間に開始する事業年度又は連結事業年度　２

⑶　平成39年４月１日から平成40年３月31日までの間に開始する事業年度又は連結事業年度　３

⑷　平成38年４月１日から平成39年３月31日までの間に開始する事業年度又は連結事業年度　４

⑸　平成37年４月１日から平成38年３月31日までの間に開始する事業年度又は連結事業年度　５

⑹　平成36年４月１日から平成37年３月31日までの間に開始する事業年度又は連結事業年度　６

⑺　平成35年４月１日から平成36年３月31日までの間に開始する事業年度又は連結事業年度　７

⑻　平成34年４月１日から平成35年３月31日までの間に開始する事業年度又は連結事業年度　８

⑼　平成33年４月１日から平成34年３月31日までの間に開始する事業年度又は連結事業年度　９